

令和5年3月8日

課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル（第13版）

令和5年3月13日から令和5年5月7日までの対面を伴う課外活動を行うに当たっては、本マニュアルを遵守してください。

また、関係者に感染が疑われる場合や感染が判明した場合は、速やかに教育推進・学生支援部厚生課課外活動掛へ報告をお願いします。

令和5年2月6日付「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル（第12版）」から修正・追加したものには下線を引いています。

非公認団体が活動する際は、本マニュアルの（2）全学公認団体の活動に当たっての遵守事項、及び（3）全学公認団体の活動における留意事項に準じて活動してください。不明な点があれば課外活動掛にお問い合わせください。

（1）全学公認団体の活動できる条件

（a）以下の場所における活動であること

【学内での活動場所】

- ・北部構内：グラウンド、馬場
- ・吉田南構内：グラウンド、テニスコート、学生集会所
- ・西部構内：プール、自動車部ガレージ、総合体育館、西部課外活動棟（防音室、共用作業室を除く）
- ・薬学部構内：バレーコート、硬式テニスコート、弓道場、アーチェリー場、相撲場
- ・その他：宇治グラウンド、石山艇庫、瀬田艇庫、大津ヨット艇庫
- * 上記以外の場所での活動は認められません。ただし、事前に大学に申請し、特定の場所で一時的に活動する場合は許可することがあります。
- * 上記施設の使用可能時間は、8時から21時まで（ただし、学生集会所、西部課外活動棟は、平日は9時から21時まで、土・日・祝日は9時から18時30分まで、総合体育館は、平日は9時から21時まで、土・日・祝日は9時から18時まで）とします。

【学外での活動場所】

- ・屋外
- ・屋内：施設管理者が常駐し感染対策を実施している公共施設、体育施設に限定
- * 上記の場所での活動は、活動計画書に記載し許可を得たものに限りします。

（b）活動時間については、健康に支障のない範囲とすること

（c）団体での活動の参加人数については、密にならない人数の範囲とすること

（d）当該団体に所属する他大学の学生等が参加する場合は、「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル（第13版）」及び下記（f）の「感染拡大予防ガイドライン」を遵守すること

と

(e) 活動の参加希望者は、体温を計測し、平熱より高い場合、あるいは平熱でも何らかの症状（せき、たん、味覚障害など）がある場合は、活動に参加せず、自宅で安静にすること

(f) 団体において本マニュアルを遵守した内容の「感染拡大予防ガイドライン」を作成し、大学の承認を得ていること。その際、同ガイドラインにおいて感染拡大防止の責任者を定め、同ガイドラインが守られているかチェックする仕組みについて記載すること

* 課外活動は多岐にわたることから、本マニュアルを遵守しつつ、以下のガイドライン等を参考に、各団体で課外活動を段階的に再開するに当たっての感染拡大予防対策や活動計画を盛り込んだガイドラインを策定してください。

★大学等の感染症拡大予防のためのガイドライン（改定版）（京都府）

<https://www.pref.kyoto.jp/koho/corona/documents/20211222guideline-daigaku.pdf>

★スポーツ関係の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて

（スポーツ庁）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

★スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

（日本スポーツ協会）

<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1278.html>

★合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン 第3.1版

<https://jcanet.or.jp/index.html>

(g) 団体において上記(f)のガイドラインに沿った活動計画を作成し、大学の許可を得ていること

(2) 全学公認団体の活動に当たっての遵守事項

以下の事項を必ず遵守して活動を実施してください。

- ・ 個人の意思による不参加を認め、参加の強要や不参加による不利益な取扱いをしないでください。
- ・ 本人が希望しても体調不良者は参加させないでください。
- ・ 練習、遠征、試合、公演、集会などで宿泊を伴う場合は、可能な限り個室を確保し、やむを得ず複数人が同室となる場合は、密とならない人数の範囲としてください。また、食事の際の感染症対策を講じてください。
- ・ 有観客での試合、公演、集会などは京都府ホームページの「イベントを開催されるにあたって」に留意して行ってください。

<https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/daikiboeventjizensoudan.html>

- ・ 飲食を伴う懇親会等の開催については制限を設けませんが、参加者は、飲食の場面では感染リスクが通常時より高まることを意識して行動してください。

- ・部室等への立入りは、密にならない人数の範囲で、十分な換気を徹底してください。
- ・学内外での対面による新入生勧誘活動は「新入生勧誘活動について」を参照してください。

(3) 全学公認団体の活動における留意事項

- ・人と人との間隔を基本的に2m（短時間でも最低1m）以上確保して活動を行ってください。
- ・マスクの着用については、令和5年3月8日付「新型コロナウイルス感染症への今後の対応について」をご参照ください。
- ・待ち時間も含め、密集、密閉、密接の禁止を徹底してください。
- ・屋内での活動は、可能な限り常時換気に努め、常時換気が困難な場合はこまめな換気（30分に1回、5分程度2方向の窓を開ける）など、十分な換気を徹底してください。
- ・課外活動掛での物品の貸出しについては、使用後の消毒を確実に行ってください。
- ・更衣室及びビシャワーを使用する場合は、人と接触することのないように注意し、使用後の消毒を各自で確実に行ってください。（消毒薬は北白川スポーツ会館（平日のみ）及び体育館事務室に用意しています。）
- ・学外の施設を使用する場合は、本マニュアル及び当該施設の感染防止対策を遵守して使用してください。

(4) 全学公認団体の活動実施に伴う手続

- 1) 各団体は、(1)の(f)「ガイドライン」を顧問教員の承認を得た上で、別紙「構成員名簿」とともに活動開始日の1週間前までに課外活動掛へ提出し、本学の承認を得てください。
 - * 団体の学生以外の指導者についても、構成員名簿に記載してください。
 - * 団体において連絡体制を構築するとともに、課外活動掛との連絡責任者を定め、構成員名簿に記載してください。
 - * 別紙「活動記録」に記載の確認事項のいずれかに該当する者が活動をする場合は、課外活動掛に相談してください。また、感染が疑われる等の情報を知り得た場合には必ず速やかに課外活動掛に報告してください。
- 2) 各団体は、毎月、当該月の活動初日の1週間前までに、別紙「活動計画書」を課外活動掛へ提出し、本学の許可を得てください。
 - * 既に活動許可を得ている場合であっても、新型コロナウイルスの感染の状況等によっては、当該許可を取り消すことがあります。
- 3) 各団体は、別紙「活動記録」を活動日ごとに作成・保存し、提出を求められた際には課外活動掛へ提出してください。
 - * 「活動記録」には活動日当日に参加した指導者や顧問教員、団体に所属する他大学の学生等も含めてください。
- 4) 1)～3)の書類の提出については、すべてメールで行ってください。
(提出先：課外活動掛 840kagai@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp)

- *メールの件名は、『【団体名】○○の提出について』としてください。(○○には書類名を入力する。例：【○○部】活動計画書(○月分)の提出について)
- *ファイル名の始めに【団体名】を入力してください。さらに、活動記録については、団体名の後ろに日付(○月○日分)も入力してください。
- *構成員名簿、活動計画書、活動記録については可能な限り Excel 形式で提出してください。
- *提出した書類の記載事項に変更が生じた場合はその都度提出してください。